

原議保存期間10年
(平成32年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局長
各管区警察総務監察・広域調整部長

警察庁丁規発第43号
平成22年8月24日
警察庁交通局交通規制課長

国土交通省が実施する交通安全の向上に資する道路事業における「成果を上げるマネジメント」の試行に伴う対応について

国土交通省においては、同省が実施する道路事業に政策目標評価型事業評価を導入することに伴い、同省が実施する道路事業のうち交通安全等に係る局所的な事業について、「成果を上げるマネジメント」(以下「マネジメント」という。)を試行することとした(別添資料参照)。

交通規制関係事務に関連するマネジメントの趣旨及び要点並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 マネジメントの趣旨及び要点

(1) 趣旨

国土交通省が実施する交通安全の向上に資する道路事業に関し、その効果を科学的に検証しつつ、効率的かつ効果的な実施に努め、限られた予算の中で最大限の効果を出すために、同省において本年より試行することとしたもの。

(2) 要点

ア 対象

交通安全の向上に資することを目的に実施するすべての事業箇所を対象とし、交通安全事業のみならず、交差点の立体化や道路の拡幅等であっても、交通安全の向上に資することを目的に実施する事業箇所については対象とする。

イ 事故危険区間リストの作成

地元地方公共団体や地域住民、学識経験者、関係機関等からなる委員会から意見を聞いた上で事故危険区間を都道府県ごとに取りまとめ、各ブロックの事故危険区間リストを作成し、これを公表する。

ウ 事業箇所の決定

事故危険区間リストに掲げられた区間のうち、優先度の高いものから

事業着手する箇所を決定する。

エ 対策内容の選定

過去4年間の事故データに基づき分析した当該区間における卓越した事故類型及び支配的な事故発生要因を踏まえ、最も効果的かつ効率的に効果をあげることが期待できる対策内容を選定する。

オ 事業完了後の分析・評価

事業完了後、すべての事業箇所において、事業効果の分析及び評価を行い、必要に応じて追加対策を実施するなど継続的な改善に努める。

2 運用上の留意事項

(1) 委員会への積極的な参画

1(2)イの委員会については、地方整備局等から交通管理者である都道府県警察に対し参加を要請することが予定されているところ、当該委員会においては、都道府県警察が、交通事故の危険性が高いと考える箇所や当該箇所における道路改良の必要性等を道路管理者等に説明して理解を求めることにより、交通安全の向上に資する道路事業の箇所や内容に交通管理者としての知見を反映させることができると考えられる。

したがって、当該委員会への参加を要請された場合には、当該要請に応じた上で、当該委員会において交通管理者として必要な意見を述べるなど積極的に参画することとされたい。

(2) 道路事業との連携による効果的な対策の推進

各地域における実際のマネジメントの運用プロセスを把握・理解した上で、都道府県警察においても、国土交通省が実施する交通安全の向上に資する道路事業と連携した効果的な交通安全施設等の整備、交通規制の見直し等を図られたい。

また、この場合には、道路事業と連携した交通安全対策の結果及び成果について、地方整備局等又は1(2)イの委員会と共同又は調整して広報を行うなど、地方整備局等との連携を図りつつ、具体的かつ効果的な情報発信を行われたい。